

監査報告書

令和元年8月7日

社会福祉法人 新篠津福社会
理事長 立 蔵 寛 司 様

監 事 統橋 隆 

監 事 中 井 輝 彰 

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人新篠津福社会定款第18条に基づき平成31年4月1日から令和元年6月30日までの令和元年度第1・四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等（各事業報告、資金収支計算書、定款変更届出書類、理事会議事録、評議員会議事録、法人運営会議録、登記関係書類、施設整備入札関係書類、預金通帳）を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、令和元年度第1・四半期に係る事業報告書（事業報告書及び附属明細書）並びに会計帳簿又はこれに関する調査を行い、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 令和元年度第1・四半期の事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

令和元年度第1・四半期の計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況等すべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

また、新篠津福祉園利用者預り金の収支についても、「利用者の預り金取扱い要領」に基づき適正に管理されておりました。

以 上